

(7) 広島市水道局職員互助会

ア 団体概要

名 称	広島市水道局職員互助会		
主 管 部 署	水道局 人事課		
沿 革	昭和 37 年 12 月 設立		
設 立 目 的	互助会は、会員に対する給付、貸付けその他の福利厚生事業を行うものとする。		
事 業 概 要	(1) 給付事業 (2) レクリエーション助成事業 (3) 保険・年金事業 (4) 貸付金事業 (5) 物品の貸出し事業 (6) その他の事業（明確には書いているものはない）		
出 資 の 状 況	—		
組 織 体 制	役員の状況（H24 年度末）		
	役員	うち市職員（派遣含む）	うち市退職者
	38 名 （うち常勤 なし）	38 名 （うち常勤 なし）	—
	職員の状況（H24 年度末）		
	職員	うち市派遣職員	うち市退職者
	—	—	—

注）事務局職員は全て市水道局職員が兼務しており、団体固有の職員はいない。

イ 事業状況

(7) 収支計算書

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
収入の部	101,895	110,267	99,399	97,437	98,438
うち掛金収入	12,426	12,242	11,957	11,721	11,644
うち助成金収入	12,426	12,242	7,473	7,325	7,277
うち貸付金戻入収入	14,159	12,473	10,199	10,848	9,493
うち前年度繰越金	54,009	64,409	55,516	57,920	59,039
支出の部	37,486	54,750	41,478	38,397	38,395
うち給付費支出	16,516	29,245	17,758	12,728	13,463
うち事業費支出	10,419	11,280	10,659	9,326	11,549
うち貸付金支出	9,900	13,600	6,750	12,150	8,900
差引（次年度繰越金）	64,409	55,516	57,920	59,039	60,043

(4) 貸付金の財源及び貸付状況

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
貸付額合計	36,314	36,539	34,600	33,436	32,366
うち普通貸付金額	15,710	16,837	13,387	14,689	14,095
うち繰越資金	20,604	19,702	21,213	18,747	18,270
財源合計	36,314	36,539	34,600	33,436	32,366
うち当局からの借入金	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
うち自己資金	21,314	21,539	19,600	18,436	17,366

※出所「本団体 事業報告書」及び「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

ウ 市財政関与の概要

(7) 補助金等

(単位：千円)

補助金等名	内容	H24 年度決算額	検出事項
助成金 (支出科目は負担金)	(1) 会員の給料の総額に1,000分の2.5を乗じて得た金額 (2) 互助会の事務に要する経費の範囲において管理者が必要と認める金額	7,277	意見(7) 意見(ウ) 意見(エ)

(4) 委託料

該当なし

(ウ) 貸付金

(単位：千円)

貸付等名	内容	形態	市貸付金 (H24 年度末残高)	検出事項
資金貸付	福利厚生事業に係る資金として	長期貸付	15,000	意見(7)

(エ) 公有財産の使用許可又は貸付

場所	内容	形態	市使用料	検出事項
水道局庁舎 (行政財産)	理髪室(基町庁舎・牛田庁舎・緑井庁舎・高陽庁舎)、食堂(食券機等含む)(基町庁舎)、倉庫(基町庁舎)	使用許可	免除	意見(4)

※出所「本団体 事業報告書」及び「本団体 決算報告書」等を基に監査人作成

エ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

オ 監査の意見

(7) 本団体に対する助成金に係る繰越額の返還及び貸付金の返還について

【現状】

本団体は、「広島市水道局職員互助会設置規程」(以下、この項において「設置規程」という。)に基づき設立され、市は、本団体に対して、会員の給料の総額に1,000分の2.5を乗じて得た金額を助成している。

設置規程の概要は、次のとおりである。

【広島市水道局職員互助会設置規程】

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、広島市職員互助会設置規則(昭和59年広島市規則第16号)附則第7項の規定により設置する職員互助会(以下「互助会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 互助会は、次に掲げる者を除き、広島市水道局(以下「局」という。)職員及びその他水道事業管理者(以下「管理者」という。)が指定した者を会員として組織する。

(1) 臨時職員

(2) 局の非常勤職員(週28時間45分以上勤務に服することを条件として雇用される者を除く。)

(事業)

第3条 互助会は、会員に対する給付、貸付けその他の福利厚生事業を行うものとする。

(会則)

第4条 互助会は、会則を定め、管理者の承認を受けなければならない。会則を変更するときも、同様とする。

2 前項の会則には、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 事務所の所在地

(4) 会員に関する事項

(5) 事業に関する事項

(6) 掛金に関する事項

(7) 役員に関する事項

(8) 会議に関する事項

(9) 資産の管理その他財務に関する事項

(10) その他組織及び業務に関する重要事項

(掛金)

第5条 互助会の会員は、互助会の事業に要する経費に充てるため、会則の定めるところにより、会員の給料に1,000分の4を乗じて得た額の掛金を負担する。

(助成措置)

第6条 管理者は、互助会の健全な育成を図るため、互助会に対し、毎年度予算の範囲内において、次に掲げる金額を助成する。ただし、互助会がその年度において行うこととしていた事業の一部を停止し、又は廃止したときは、その一部を助成しないことができる。

(1) 会員の給料の総額に1,000分の2.5を乗じて得た金額

(2) 互助会の事務に要する経費の範囲内において管理者が必要と認める金額

2 互助会が、新たに福利厚生施設を設置する場合において多額の経費を必要とするとき又は互助会の経費に不足を生じたために業務の執行が不可能となつた場合には、管理者は、予算の定めるところにより、その必要な経費の範囲内において助成金を交付するものとする。

第7条 管理者は、互助会の業務の執行に必要な範囲内において、その職員をして互助会の事務に従事させ、又は局の施設を無償で互助会の利用に供することができる。

(監督等)

第8条 管理者は、互助会の健全な育成を図るため、その事業を監督し、又は必要な報告を求め、若しくは指示をすることができる。

※出所「広島市水道局職員互助会設置規程」から抜粋

本団体は、「給付会計」、「事業会計」及び「貸付金会計」の3つの会計に区分して経理している。

本団体の平成24年度の決算状況は次のとおりである。

【互助金事業の収支状況（全体）（H24年度）】

（単位：千円）

区分	収入		支出		差引		備考
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
給付会計	18,001	13,488	18,001	13,488	0	0	
事業会計	52,900	56,289	52,900	14,517	0	41,772	平成25年度へ繰越し
貸付金会計	28,704	28,660	28,704	10,389	0	18,270	〃
合計	99,605	98,438	99,605	38,395	0	60,043	

※出所「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

給付会計の決算状況は次のとおりである。なお、平成21年度まで、一般給付と掛金給付は区分されておらず、給付費として一律であった。また、平成23年度以降は繰越金が発生しておらず、他会計からの繰入金を財源として給付がなされている。

【給付会計】

（単位：千円）

科目/年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
収入の部	33,166	31,939	17,780	12,748	13,488
うち助成金収入	7,766	7,651	1,894	1,786	2,254
うち掛金収入	7,766	7,651	7,473	7,325	7,277
うち他会計繰入金	-	-	5,779	3,636	3,957
うち繰越金	17,632	16,636	2,633	-	-
支出の部	16,529	29,305	17,780	12,748	13,488
うち一般給付	16,516	29,245	3,788	3,573	4,508
うち掛金給付			13,970	9,155	8,955

※出所「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

事業会計の決算状況は次のとおりである。平成22年度以降、給付会計に対して剰余金を繰り出している。また、前年度繰越金の額が増加している。

【事業会計】

（単位：千円）

科目/年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
収入の部	37,929	44,757	51,310	52,222	56,289
うち助成金収入	4,659	4,590	5,579	5,539	5,023
うち掛金収入	4,659	4,590	4,484	4,395	4,366
うち使用料及び手数料収入	7,452	6,997	6,870	4,204	4,095
うち前年度繰越金	20,320	27,168	33,180	36,707	40,292
支出の部	10,761	11,577	14,602	11,929	14,517
うち事業費支出	10,419	11,280	10,659	9,326	11,549
うち鑑賞育成支出	3,557	5,145	4,567	4,980	6,383
うち分担金支出	2,906	2,844	2,834	2,108	2,931
うち他会計繰出金	-	-	3,664	2,304	2,700

※出所「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

貸付金会計の決算状況は次のとおりである。平成 22 年度以降、給付会計に対して剰余金を繰り出している。また、前年度繰越金の額は 2,000 万円前後で推移している。

【貸付金会計】

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
収入の部	30,800	33,570	30,308	32,466	28,660
うち貸付金戻入	14,159	12,473	10,199	10,848	9,493
うち貸付金利子	584	492	406	405	419
うち前年度繰越金	16,056	20,604	19,702	21,213	18,747
支出の部	10,195	13,867	9,095	13,719	10,389
うち事務費	14	16	9	16	11
うち貸付金	9,900	13,600	6,750	12,150	8,900
うち借入金利子	281	251	221	221	221
うち他会計繰出金	-	-	2,115	1,331	1,256

※出所「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

これら 3 つの会計を見ると、平成 22 年度以降、事業会計及び貸付金会計の剰余金が、給付会計に繰り出され、掛金給付の財源の一部となっていることがわかる。また、繰越金は年々増加している。

平成 22 年度から、給付会計に係る市からの助成金は、広島市水道局職員互助会給付規程により、給付会計における一般給付の 5 割を限度とすることとなり、掛金給付に対しては助成金を充てないこととなっている。本団体における給付に関する規定は次のとおりである。

【本団体における給付に関する規定】

(この規程の趣旨)
第 1 条 この規程は、広島市水道局職員互助会運営規則（昭和 59 年互助会規則第 1 号。以下「運営規則」という。）第 19 条の規定により、会員に対する一般給付及び掛金給付（以下「給付」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
(局助成金の充当)
第 11 条の 2 局助成金は、一般給付に係る給付金の給付総額の 5 割の範囲内の額に充当できるものとする。

※出所「広島市水道局職員互助会給付規程」から抜粋

しかし、事業会計に係る市からの助成金について、充当可能な経費等に関する規定等は特にない。

また、他会計繰出金として事業会計の剰余金が給付会計に繰り入れられており、当該繰入額は資金用途が定められていない。したがって、事業会計に計上された市からの助成金が、給付会計へと繰り出され、掛金給付の財源となっている。

さらに、本団体の決算状況は、次のとおりである。

年間支出額が約 4,000 万円となっているが、前年度繰越金を除く収入は、平成 21 年度までが約 5,000 万円、平成 22 年度以降が約 4,000 万円と推移している。

【決算状況の推移】

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
年間支出額	37,486	54,750	41,478	38,397	38,395
前年度繰越金を除く収入額	47,886	45,857	43,882	39,517	39,398

※出所「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

市は、福利厚生事業に係る資金として、1,500 万円を貸し付けている。この資金は、本団体の会員に対する貸付事業の原資として利用されている。

貸付金の財源及び貸付状況は、次のとおりである。

【貸付金の財源及び貸付状況（再掲）】

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
貸付額合計	36,314	36,539	34,600	33,436	32,366
うち普通貸付金額	15,710	16,837	13,387	14,689	14,095
うち繰越資金	20,604	19,702	21,213	18,747	18,270
財源合計	36,314	36,539	34,600	33,436	32,366
うち当局からの借入金	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
うち自己資金	21,314	21,539	19,600	18,436	17,366

※出所「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

【課題】

毎年度において剰余金が生じても、次年度繰越金とされ、平成 24 年度末現在において、その額は 6,000 万円余りとなり、年間の支出規模を超えている。

また、貸付事業の状況によると、市は 1,500 万円を貸し付けているが、平成 24 年度末の繰越資金は 1,800 万円余りとなっている。

この点に関して、平成 22 年度の包括外部監査報告書には、意見が次のとおり述べられている。

なお、平成 25 年 12 月時点において、この意見に対する対応状況は公表されていない。

【本団体に対する過去の包括外部監査の意見】

(3) 広島市水道局職員互助会について

互助会は、広島市水道局職員互助会設置規程第 3 条に「互助会は、会員に対する給付、貸付けその他の福利厚生事業を行うものとする。」と規定されているとおり、水道局職員の福利厚生のために存在するものである。貸付金制度もその一環で運営されている。平成 21 年度末の貸付金の財源及び貸付状況を見ると、貸付金額約 1,600 万円に対して約 1,900 万円の繰越資金を有している。その財源は、水道局からの借入金 1,500 万円と剰余金約 2,100 万円で賄っている。この剰余金は、職員に対する貸付金利率と水道局からの借入金利率の差による受取利息と支払利息の差額でもって蓄積されたものである。福利厚生という互助会本来の目的から考えると、貸付金利率と借入金利率を均衡させることが妥当と思われる。今後は、貸付金と借入金残高も均衡させるようにするとともに、現在の剰余金は、互助会会員のための給付会計あるいは事業会計に充当し、会員の福利厚生資金として使用すべきである。

※出所「広島市平成 22 年度包括外部監査報告書」から抜粋

平成 22 年度の包括外部監査における意見では、「現在の剰余金は、互助会会員のための給付会計あるいは事業会計に充当し、会員の福利厚生資金として使用すべきである。」と述べられている。

しかし、事業会計も多額の繰越金を有しているため、充当する必要性は低いと思われる。

地方公共団体の行動原則というべき地方自治法及び地方財政法における次の規定にも留意する必要がある。すなわち、事務を処理するに当たっては、必要かつ最小限度の経費で目的を達成することが必要である。

【地方自治法及び地方財政法の規定】

地方自治法第 2 条第 14 項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方財政法第 4 条第 1 項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

※出所「地方自治法」及び「地方財政法」から抜粋

設置規程において、助成する目的を「互助会の健全な育成を図るため」としており、多額の繰越金を有している本団体に対して助成金及び貸付金という公費を支出することは必要最小限であるとは言い難いと考える。

【改善案】

市は、過去における本団体に対する助成金に係る繰越額を計算し、その額を返還するよう指示することが望まれる。

また、今後、不要な繰越を行わないよう、この助成金に関する要綱を制定し、対象経費、負担率及び精算手続等を定めることが望ましい。

さらに、会員に対する貸付制度は、一般財団法人広島市職員互助会と同様、平成 25 年 9 月末をもって廃止し、10 月以降新規貸付を行っていない。したがって、現在、市が貸し付けている 1,500 万円について、返還するよう本団体に対して指示することが望ましい。

なお、市によると、平成 26 年度以降、繰越金の一部及び貸付金については、市に返還する予定とのことである。

(イ) 目的外使用許可物件に対する適切な管理運営の実施について

【現状及び課題】

市は、本団体からの目的外使用許可申請に基づき基町庁舎外 3 か所の一部について条件を定め、互助会会員の福利厚生のための使用について、次のとおり許可している。これらの使用が許可されている物件（以下「許可物件」という。）については使用料が免除されている。

【使用許可書】

(使用許可物件)

第 1 条 使用を許可する物件（以下「許可物件」という。）は、次のとおりとする。

所在地及び名称	区分	数量	備考
広島市中区基町 9-32 外 3 か所（別紙のとおり） 基町庁舎外 3 か所（別紙のとおり）	建物	別紙のとおり	

(指定用途)

第 2 条 使用者は許可物件を互助会会員の福利厚生のために使用しなければならない。

(使用料)

第 4 条 使用料は免除する。

(光熱費等の負担)

第 8 条 使用者は、許可物件に付帯する電気、水道、ガス、電話等の諸設備を使用する場合には、局の算定する使用料金を負担しなければならない。

(有益費等の請求の放棄)

第 11 条 使用者は、許可物件について有益費又は修繕費等の必要費その他の費用を支出することがあっても、その費用を局に請求することができない。

(別紙)

広島市水道局職員互助会使用許可一覧表

名称	所在地	区分	設置場所	許可物件	使用面積	許可期限	備考
基町 庁舎	中区基町 9 番 32 号	建物	地下 2 階	倉庫	11.64 m ²	H29.3.31	
			6 階	理髪室	21.09 m ²	H29.3.31	
				食堂（食券 機等含む）	328.84 m ²	H29.3.31	
				倉庫	3.42 m ²	H29.3.31	
牛田 庁舎	東区牛田新町 一丁目 8 番 1 号	建物	西棟 1 階	理髪室	11.13 m ²	H29.3.31	
緑井 庁舎	安佐南区緑井町 311 番地	建物	1 階	理髪室	10.94 m ²	H29.3.31	
高陽 庁舎	安佐北区落合南 六丁目 1 番 1 号	建物	4 階	理髪室	18.72 m ²	H29.3.31	
合計					405.78 m ²		

※出所「使用許可書」から抜粋

上記のとおり、許可物件は、倉庫、食堂（食券機等含む）及び理髪室の3つである。

倉庫は、必要な備品等を保管しており、利用実態が明確であるし、本団体の運営に必要なものといえる。

また、食堂も、朝食時及び昼食時に主として市水道局職員が利用しており、使用目的に合致しているものといえる。平成17年度からは、食堂の営業に係る厨房用品、食器類及び清掃用具の補修に係る費用並びに光熱費等について、本団体の負担から運営者の負担に変更され、本団体と運営者間の契約書も変更されている。

理髪室については、市水道局の基町庁舎では、月の半分程度は営業されており、その他の庁舎では、月の数日程度は営業されている。なお、休日には営業されていない。したがって、本団体の会員である市水道局職員は、年次有給休暇を取得するなどして、利用しているとのことである。

理髪室の営業に関しては、昭和38年度から、個人事業主に対して、本団体が経営を委託している。理髪室についても、食堂と同様に、光熱費等の負担に関して、平成17年度から運営者の負担とされているが、このことに関して契約書が変更されていない。

【理容室経営委託契約書】（下線は監査人が付加）

第1条 委託者（広島市水道局職員互助会。以下「甲」という。）は、その管理に係る広島市水道局職員互助会理容室（以下「理容室」という。）の経営を受託者（以下「乙」という。）に委託し互助会会員の理容にあてる。

第2条 甲の管理する理容室の施設はすべて乙に無償貸与する。

第6条 経営に伴う光熱水費（電気、水道、ガス、石油）及び電話料は（市外料金は除く）甲の負担とする。

※出所「S56.4.1 付け 理容室経営委託契約書」から抜粋

【改善案】

契約書は、双方の負担等に関して取り決めた重要な書類である。本団体には地方自治法が適用されないため、双方の合意があれば、有効に変更されたものといえる。

しかし、合意内容を明確にするため、市は、本団体に対して、契約内容に変更が生じる場合は、速やかに変更契約を締結するよう指導することが望まれる。

(ウ) 市民に対する福利厚生事業に関する公表内容等の充実について

【現状】

市は、毎年度、「地方公務員法」第 58 条の 2 及び「広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（以下、この項において「市人事状況公表条例」という。）第 6 条に基づき、人事行政の運営等の状況を公表しており、その中で、職員の福祉及び利益の保護の状況として、本団体の概要について公表している。その内容は、次のとおりである。

【本団体に関する公表内容】

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

イ 水道局職員互助会

(ア) 会員は水道局職員であり、会員数は平成 25 年 3 月 1 日現在 720 人です。

(イ) 事業内容

給付会計	結婚祝金、入学祝金等の支給
事業会計	体育行事、健康増進事業、文化・娯楽行事等入場料助成、サークル育成等、生命保険等団体取扱、積立年金、物品貸付事業
貸付金会計	生活資金貸付金事業

(ロ) 掛金率（平成 25 年 3 月 1 日現在）は、会 員 給料月額 4/1,000

事業主 給料月額 2.5/1,000 です。

(ハ) 事業費は 3,840 万円（平成 24 年度決算額）であり、市の助成金は 728 万円です。

(ニ) 事業等見直し

香げ料、特別せん別金の給付金額改定

※出所「H25. 8. 30 付け 平成 24 年度 広島市人事行政の運営等の状況」から抜粋

地方公務員法及び市人事状況公表条例における根拠規定は次のとおりである。

【地方公務員法における規定】

（人事行政の運営等の状況の公表）

第 58 条の 2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前 2 項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第 1 項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

※出所「地方公務員法」から抜粋

【広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例における規定】

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)の任用の状況
- (2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況
- (3) 職員の分限及び懲戒の状況
- (4) 職員の服務の状況
- (5) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (6) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (7) その他職員に関し市長が必要と認める事項

(公表の時期)

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年8月31日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広島市報に掲載する方法
- (2) 市役所前の掲示場に掲示する方法
- (3) 広島市公文書館において閲覧に供する方法
- (4) インターネットを利用して閲覧に供する方法

※出所「広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」から抜粋

また、平成18年に、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」が総務事務次官から次のとおり通知されている。

この中で、「福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること」とされている。

【地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について】

4 その他

- (1) 福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること。これらの取り組みを通じ、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図ること。

※出所「H18.8.31付け 各都道府県知事及び各政令指定都市市長あて総務事務次官通知」から抜粋

【課題】

地方公務員法第 58 条の 2 において、市は、任命権者からの報告の概要を公表することとされているため、現在、市が公表している内容は、地方公務員法及び市人事状況公表条例に基づいたものであるといえる。

しかし、他市を見ると、住民の理解が得られるものとなるよう、福利厚生事業の詳細な内容を公表している事例も見受けられる。

静岡市では、ホームページにおいて、「人事行政の運営等の状況」とは別に「互助会のあらまし」として、個別の事業内容（前年度決算、当年度予算）を公表している。

また、札幌市では、ホームページにおいて、出資団体（出資割合 7.8%）として、経営状況等が掲載されているほか、団体（一般財団法人札幌市職員福利厚生会）のホームページにおいて、定款、前年度事業報告書及び決算報告書並びに当年度事業計画書及び予算書が公表されており、詳細な事業内容及び事業実績等が把握可能である。

本団体についてはホームページがなく、事業報告書及び決算報告書等の情報は公表されていないため、市民がその内容を把握することは困難であると考ええる。

【改善案】

市は、本団体に対する助成金に係る事業内容等の公表に当たって、他市の事例等を参考に、より詳細な情報を公表するなど、市民が理解しやすいよう、公表内容を充実させることが望まれる。

(イ) 本団体等互助会組織の統合の検討について

【現状及び課題】

市の職員を会員とする互助会組織は、市水道局職員を会員とする本団体及び市水道局職員を除く市職員等を会員とする「一般財団法人広島市職員互助会」（以下、この項において「市職員互助会」という。）がある。

なお、市職員互助会に関する監査の結果及び意見については、「(1)」に記載している。

両団体の概要は、次のとおりである。

【市職員を会員とする互助会組織の概要】

	一般財団法人広島市職員互助会	広島市水道局職員互助会
設立	昭和 37 年 12 月設立 昭和 59 年 4 月財団法人化	昭和 37 年 12 月設立
会員 (注)	市水道局職員を除く市職員、非常勤職員	市水道局職員、非常勤職員
会員数	H25. 3. 1 現在 14,502 人	H25. 4. 1 現在 721 人
事務局	市企画総務局人事部福利課職員が一部併任	市水道局人事課職員が兼務

注) 非常勤職員のうち、勤務時間が週 28 時間 45 分に満たない者は除く

両団体における事業主負担率及び会員掛金率は、同じとなっている。

(平成 24 年度は、事業主 2. 5/1, 000、会員 4/1, 000)

給付事業はほぼ同様の事業を実施しており、その他の事業についても、映画館入場券補助、プレイガイド利用補助等は同様の事業を実施している。

また、鷹野橋職員会館の管理運営事業及び借上厚生施設事業については、市職員互助会が実施し、本団体は、一部負担金を市職員互助会に支出することで、本団体の会員が両施設を利用できるようにしている。

両団体の平成 24 年度の財務状況は、次のとおりであり、いずれも支出額を超える繰越金等を有している。

【各互助会組織の財務状況 (H24 年度決算)】

(単位：千円)

	一般財団法人広島市職員互助会	広島市水道局職員互助会
収入額	543, 781	39, 398
支出額	669, 084	38, 395
年度末繰越金等	<一般正味財産残高> 875, 036	<次年度繰越金> 60, 043

注) 水道局互助会の収入額及び支出額は内部取引及び前年度繰越金を消去し計算している。

なお、市の調査によると、全国の 20 政令指定都市中、水道局職員が別の互助会組織となっているのは、4 市（横浜市、川崎市、神戸市及び岡山市）となっている。

各互助会組織における平成 24 年度の負担金は、事業主負担(市助成金)が 2. 5/1, 000、掛金(職員)負担が 4/1, 000 である。なお、平成 25 年 10 月からは事業主負担が 1. 5/1, 000、掛金負担が 4/1, 000 となっている。

事務局事務について、本団体は、市水道局人事課職員が兼務している。したがって、事務局事務に関する人件費を実質的に市が負担しているといえる。

事務局事務に関して、本団体と市職員互助会に大きな相違はないため、市負担の軽減のため、事務局事務を統合することも可能であると考える。

また、市職員互助会は、平成 25 年 10 月に一般財団法人に移行するに当たり、公益目的支出計画を定め、平成 25 年度から平成 45 年度にかけ総額 8 億円余りを市に寄附することとしている。

「(1) カ 監査の意見 (イ)」に記載しているとおり、現在は、約 5 億円余りの現金預金の内部留保はあるが、公益目的支出計画の進捗に従い、今後は、内部留保に頼らない経営が求められる。

その場合にあって、市職員互助会の設立目的である「広島市の職員の福利厚生及び広島市民の福祉の増進を図り、もって公務の円滑かつ能率的な運営を確保するとともに公共福祉の向上に寄与すること」を達成するべく取り組むことが必要であり、現在よりも一層、会員である市職員等のニーズを踏まえた効果的な事業の選択や、市民の理解が得られるような事業の実施等が求められる。

一方、本団体については、現在、繰越金の処分方法等に関する方針は決定されていないが、平成 26 年度には市に対し余剰の繰越金を返還する予定とのことである。

そうすれば、市職員互助会と同様、繰越金に頼らない経営が求められ、市職員互助会と同様のことがいえる。

その場合、経営の効率化を図る必要があり、事業内容の見直しに加え、事業の実施方法及び事務局事務の実施方法についても見直す必要があると考える。

【改善案】

互助会組織について、市全体としての事務局事務の効率化をはじめとする経営の効率化を図るため、市は、関係機関で協議の上、両団体の統合等を検討することが望まれる。

なお、これまでの設立及び運営の経緯や費用対効果を踏まえ、次のような方法も考えられる。

- ・ 両互助会の組織自体は存続したまま、事務局事務を市職員互助会に委託し、集約する方法
- ・ 両互助会組織を統合するが、当分の間、それぞれ従来の組織に対応する会計を設け、別会計とする方法
- ・ 会計も含め、両互助会組織を統合し、経理を一体化する方法

以上